

工業会活動

航空宇宙産業における企業倫理の 国際フォーラムに参加して

2010年1月13日にベルリンで、米国航空宇宙工業会（以下AIA）と欧州航空宇宙防衛工業会（以下ASD）の主催による第一回 International Forum on Business Ethical Conduct（企業倫理の実践に関する国際フォーラム、以下IFBEC）が開催された。

（社）日本航空宇宙工業会も参加し、企業倫理に関する海外の動向を入手したのでその概要を報告する。

1. 会議の背景と目的

(1) AIAとASDの間で「航空宇宙防衛産業におけるビジネス倫理の国際原則」(Global Principles of Business Ethics for the Aerospace and Defense Industry)（以下国際原則）が昨年11月ヘルシンキにて調印された（添付抄訳参照）。今まで、航空宇宙分野では欧州と米国がそれぞれの倫理綱領を定め、それぞれ個別に実践していたが、共通の企業倫理原則が必要との認識にもとづき、新たな原則を定めたものである。これを受けて、両工業会は倫理活動の共通認識を持ってこれ推進する目的のために、国際フォーラムIFBECを設立した。

(2) 第一回IFBECの会議の目的は、産業界、政府、顧客、国際的NGO代表との意見交換、輸出企業における「公平な競争条件（レベル・プレイング・フィールド）」の確保、企業が倫理に関し着実に実行していることを対外的に示すこと、などとしている。

2. 主催者

主催者はAIAおよびASDの企業倫理委員会で、それぞれAlice Eldridge氏（Lockheed Martin社）、Dominique Lamoureux氏（Thales社）が議長となった。また、会議の運営は第3者機関であるInstitute of Business Ethics社に依頼し、議事進行は同社のPhippa Foster Back氏が担当した。

3. 講演者および参加者

(1) 講演を行った企業は欧州側で5社（Thales社、Finmeccanica社、Saab社、BAE Systems社、EADS社）、米国側で4社（Lockheed Martin社、Raytheon社、Northrop Grumman社、BAE Systems US社）とバランスのとれた発表であった。

(2) 政府、団体では、米国側が2団体（企業倫理推進団体のDII（Defense Industry Initiative）、米国空軍USAF）、欧州側が5団体（NATO、OECD、EDA（European Defense Agency）、NGOのTransparency International、BDI（ドイツ工業会））の合計7団体からそれぞれ発表があった。

(3) 全参加者は約60名であった。

4. 講演内容

- (1) AIAの代表マリオン・ブレイキ専務のメッセージが紹介され、「両工業会が調印した国際原則は汚職に対する非寛容、アドバイザーの活用、利益相反に関する対応、企業秘密の遵守などを含んでいる。これらは常に見直されるべきであり、IFBECの重要な働きを期待している」と述べた。またASDの代表ガイエ専務のメッセージが紹介され、「2007年にASDは倫理憲章（Common Industry Standard：航空宇宙産業における共通の倫理憲章）が制定され、さらに2009年に米国との共通認識となる「国際原則」に調印するに至った。そしてIFBECを通じて国際的に展開されることを決めた。ここに、NATO、EDA、OECDなどを含む関係者との意見交換を期待している」と述べた。
- (2) 米国企業が、賄賂などを用いない「公平な競争条件」の必要性、国際的な透明性といったあるべき姿を強調する一方で、欧州企業からは、各企業における倫理規定の概要説明が行われた。たとえば、武器の販売で賄賂を使ったことで有罪になった英国のBAE社はその社内規定で、代理人の資格、寄付に関する規定、贈答と歓待などに対し細かく規定していること、10万人を超える従業員に教育を行い、これが賄賂にあたるかどうか判断に困ったときに使うヘルプラインを設置したこと、などの紹介があった。また、Saab社からは、ITを使った社内教育などの紹介も見られた。
- (3) 米国の企業倫理推進団体のDIIからは、この団体が設立された経緯の説明があった。30年前に政府への水増し請求が発覚したことにより、12社の防衛企業が集まって、倫理憲章（Ethics Complain Program）を作ったが、当時はまだそれに強制力はなかった。

しかし、最近では国防省と契約する企業は倫理憲章を提出しないと契約ができないことになってきており、米国内でも確実な変化が見られることが紹介された。

- (4) NATOやEDAといった政府機関もEthics Codeなどの重要性を認識している。NATOはアフガン問題が大きな懸案事項で、賄賂があることで経済性と安全保障が削がれる、といった問題があるので企業とも情報交換を行っている。
- (5) NGOから興味ある発言があった。企業からの説明では、自分たちがコードを定めてきちんとやっているというが、直接関係のない第三者から見るとその健全性が見えない。特に、オフセット（受注などへの見返りとして受ける利益供与）には透明性がなく、これにどうガイダンスを設けるか、が課題であろう、と述べた。この問題は企業戦略に大いに絡み、どう進展するか、目が離せないところとなろう。

5. 所感

今回が初めての国際フォーラムであったが、防衛企業だけでなく、NATO、EDA、USAFといった政府機関、NGOなど幅広い参加者を交えて意見交換したことは意義深いことと思われる。特に、今後の課題としてオフセットが明示されたことで、まだまだ認識されていない企業倫理問題があることが判った。国際的にどう普及していくのか、その動向に注意を払わなければならない。日本企業が、「武器3原則等による制約で、武器輸出しないから国際的な企業倫理はおろそかにしてもよい」、と考えていることは危険で、民間部門でも賄賂に絡む不祥事が起きた場合の影響の大きさは計り知れない。アンテナを高くして国際情報の収集を図る必要がある。

〔(社)日本航空宇宙工業会 国際部長 板原 寛治〕

航空宇宙防衛産業におけるビジネス倫理の国際原則 抄訳

航空宇宙防衛産業におけるビジネス倫理の国際原則

2009年10月2日

ビジネス倫理行動

最高の倫理基準を目指して行動することは全ての企業と社会に繁栄をもたらすと認識されている。航空宇宙・防衛産業界にいる我々はこの原則を完全に理解し支持するものである。

米国航空宇宙工業会（AIA）と欧州航空宇宙防衛工業会（ASD）は共同して、航空宇宙防衛産業が遵守すべき以下のビジネス倫理の国際原則（以下「国際原則」）を策定してきた。「国際原則」は「欧州航空宇宙防衛産業の共通標準」（The Common Industry Standard for European Aerospace and Defense Industry Initiative）と「米国防衛産業の倫理と行動基準イニシアティブ」（Defense Industry Initiative on Ethics and Business Conduct）を含む優良事例（Best Practices）をその基礎としている。

航空宇宙防衛産業の長期的な成功は、入札、交渉、契約の履行において清廉さを守る企業にゆだねられている。企業は、顧客、供給者、競争相手、従業員、その他利害関係者に対して倫理的に行動すべきである。

この「国際原則」は航空宇宙防衛産業における倫理的なビジネス行動に影響を及ぼす重要な事項に焦点を当てている。それらはある企業が直面するかもしれないビジネス倫理の問題を網羅したリストでもなく、また、多くの企業がその従業員にガイダンスを与えるときに用いる唯一のビジネス倫理案件リストでもない。「国際原則」はその時々々の優良事例を反映しながら、継続的に進化していくものである。

実施

「国際原則」を支持する企業は、倫理に関する包括的な方針と計画を策定し、また、航空宇宙防衛分野の営業活動の中で「国際原則」を実行するため、次の事項を含む有効な行動をとるよう奨励することを約する。

- 適切な会話と教育を通じ、「国際原則」と整合的な自社の倫理方針に対する理解と順守を推進すること
- 従業員や役員などが「国際原則」と整合的な自社の倫理方針を順守することに関する全ての具体的な懸念事項を、報復の恐れを持つことなしに、報告するよう奨励すること
- 自社の倫理方針に明白に違反するケースに対しては、適切かつ釣り合いが取れ、違反行為を思いとどまらせるに足る程度の処罰を行うこと

汚職に対する非寛容

- 企業はビジネス活動に適用されるすべての反汚職法、例えば米国外国賄賂行為防止法（FCPA）およびOECDの外国公務員腐敗行為防止条約（1997年）や国連の贈収防止防止（UNCAC、2003年）などを含む国際条約に準拠されて制定された法律を完全に順守すること

- 企業は、ビジネスを獲得したり、維持したり、あるいはビジネス行為を利する不正な扱い（以下「不正な扱い」という）を得る目的で、金銭上の、またはそれ以外の不適当な利益（例えば、支払い、贈りもの、もてなし、政治献金、慈善の寄付など）を公務員、政党、議員立候補者、あるいはいかなる私的団体に対しても、申し入れしたり、約束したり、提供してはならない。企業は、支払い、贈りもの、もてなし、政治献金、慈善の寄付などを、適用規則に則り、また、合理的なトレーサビリティを確保できるやり方で、適切に帳簿に記載しなければならない
- 企業は、従業員、役員などが、直接的あるいは間接的に、いかなる「不正な扱い」を申し入れたり、約束したり、提供したりすることを禁止する規則や内部統制手続きを策定し、それを順守させ、また、それらの規則や手続きに関する訓練を実施する
- 企業は、アドバイザー、または支配権を有する共同事業体、下請け企業、サプライヤーなどと定義されるビジネスパートナーに対し、自社の倫理方針を認知させ、また、彼らにも（直接的あるいは間接的に）「不正な扱い」を申し入れたり、約束したり、提供しないよう求めるものとする
- 多くの国や企業は、行政手続きを促進するための少額の金銭提供（「袖の下」）を禁じている。そういった支払いが産業の清廉さを蝕むことを認識し、そういった支払いが法律によって禁じられていない地域であっても、企業は、「袖の下」を避ける努力をする

アドバイザーの活用

- アドバイザーとは、企業ビジネス（販売、マーケティング、オフセットなど）の発展、拡充、維持を支援する業務に従事する代理人、コンサルタントあるいは仲介者のことである
- 企業は、アドバイザーの任命、管理、報酬の支払いに関する方針を文書で作成する
- 企業は、腐敗防止や法令遵守に関し訓練を受けた有能な人材を用いて、アドバイザーを審査する
- 企業は、独立した補助調査や第三者機関による調査などの仕組みを用いて、（アドバイザーの）適切な調査を行う。こうした審査は、定期的に見直されなければならない
- 企業は、アドバイザーに対し適切な報酬を支払う。報酬は有効にされた合理的なサービスを反映したものであり、可能な限り最も客観的な要素に基づくものである。現金での支払いは許されない。支払いは、特別な場合を除き、アドバイザーが活動し、登録された国においてなされる。こういった支払いは、企業の会計帳簿に適切に記載される
- 企業は、アドバイザーに以下を知らしめなければならない
 - (i) 「国際原則」に則った企業の倫理指針
 - (ii) 米国FCPA、1997年OECD条約、UNCACに準拠し、それぞれが適用されることによって、外国公務員への贈賄が有罪とされる法規定

- 企業は、全てのアドバイザーとの間で文書による契約を結ばねばならない。その文書は、アドバイザーは上記に述べた諸規定、とりわけ企業から支出されたいかなる支払いも賄賂として手渡してはならない、ということを守るという規定を含まねばならない
- 企業は、アドバイザーに対して定期的に、彼らの任務や義務の進行状況を企業に報告することを求めるべきである

利益相反に関する対応

- 企業は、利益相反に関する公務員の雇用や契約に適用される全ての法律、規則、命令に従わねばならない
- 企業は、不当かつ不適切な利益相反のリスクに対処し、そのリスクを縮小する方針を維持する

企業秘密の尊重

- 企業は、情報公開の条件に従い、かつ、適用される全ての法律や規則を厳格に順守することにより、知り得た第三者の企業秘密を守らなければならない
- 企業は、第三者の企業秘密（顧客から提供されたかどうかにかかわらず）、例えば入札や提案に関する情報あるいは技術や価格に関するデータについて、そのデータの所有者が開示に合意しない限り、これらを手に入れたり、受け入れたりしない
- 承認なしに第三者の企業秘密を得た企業は、
 - (1) その情報を他に明かしたり、吟味することを速やかに止めること
 - (2) その情報を速やかに返却し、または廃棄すること
 - (3) この出来事や自らの対応を第三者機関に伝えること